

糸魚川市移動等円滑化（バリアフリー）促進方針の策定について

1 これまでの経緯

糸魚川市では、平成15年度に「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区において円滑な移動空間の確保に取り組んできました。

しかし、策定から15年以上が経過する中で、バリアフリー新法の施行・改正がなされ、時代の変化に応じた適切な見直しが求められています。

また、平成28年の駅北大火からの復興まちづくり計画の策定や立地適正化計画で都市機能誘導区域・居住誘導区域を設定した中で、これらと連携した取り組みも必要となっており、今回、それらに対応した見直しを行うため、国の制度に基づき、新たに促進方針を策定することといたしました。



図一糸魚川市交通バリアフリー基本構想
(平成15年度策定) 重点整備地区

2 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針とは

まちなかで移動の円滑化（バリアフリー化）を図るためには、個々の施設だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要です。

バリアフリー新法で創設された本制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市が示すもので、関係者間で考え方を共有し、段階的・効果的にバリアフリー整備を進めていくことを目指すものです。

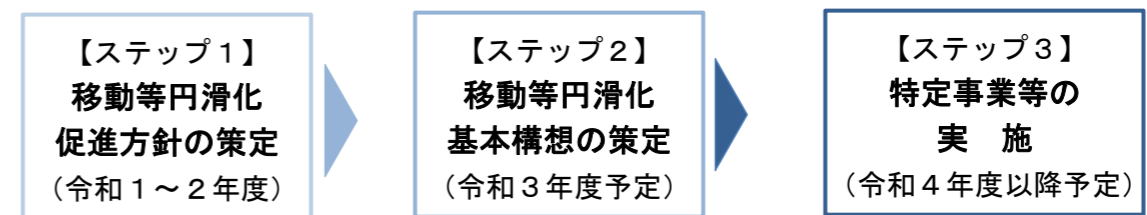


図一移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図

3 策定作業の進め方

策定にあたっては、関係部署からなる庁内委員会を設置し、促進方針の検討及び庁内調整を図るとともに、学識経験者、高齢者・障がい者団体、交通事業者、住民等からなる協議会を設置し、促進方針策定に必要な情報交換及び調査を進めながら策定作業を進めます。

4 バリアフリー整備のイメージ



促進方針に基づき、具体事業を検討

基本構想に位置付けられた特定(具体)事業の実施

